

日医工株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日医工株式会社と称し、英文では Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd. と表示する。

(理念)

第2条 当社は、「我々日医工グループは、安心と信頼のジェネリック医薬品で日本の医薬品市場の安定と成長を支えることに貢献する」を理念とする。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医薬部外品、化粧品、動物用医薬品、農業用薬品、工業用薬品およびその他化学製品の製造、売買、輸出入ならびに輸出入代行業務
2. 食品、食品添加物、飲料品、香料、飼料、飼料添加物の製造、売買、輸出入ならびに輸出入代行業務
3. 医療用機器、医療用品、衛生用品および健康器具の製造、売買、輸出入ならびに輸出入代行業務
4. 知的財産権の使用許諾、貸与および譲渡
5. 不動産の賃貸借、売買ならびにその仲介および管理
6. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を富山県富山市に置く。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第6条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、取締役会の決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第9条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元未満株式についての権利)

第11条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増請求)

第12条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を買増すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第13条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて、随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、取締役専務および取締役常務各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役会において定めた取締役が招集し議長となる。

2. 前項において定めた取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払配当金には利息をつけないものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第56期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2023年2月17日改定 定款